

平成二十一年六月二十五日提出  
質問第五九八号

生活保護制度の在り方に関する専門委員会第四回資料に関する質問主意書

提出者  
山井和則

## 生活保護制度の在り方に関する専門委員会第四回資料に関する質問主意書

生活保護制度の在り方に関する専門委員会第四回（平成十五年十一月十八日）の厚生労働省資料「二世母子世帯における消費実態と生活扶助基準との比較について」の作成について、次のとおり質問する。

一 この資料は、総務省（総務庁）「平成十一年全国消費実態調査」のデータを分析集計し、作成されたが、データ分析集計は厚生労働省がヤマトシステム開発株式会社に委託し行ったものか。

二 厚生労働省は、ヤマトシステム開発株式会社との間で締結したデータ分析集計に関する委託契約書を保存しているか。

三 当該委託契約書を保存している場合、どこで保存しているか。

四 厚生労働省とヤマトシステム開発株式会社が取り交わした、データ分析集計に関する委託契約書は、ヤマトシステム開発株式会社にも残っていないのかどうか、政府は確認しているか。

五 当該委託契約書では、委託期間終了後の受託者側のデータ、紙面による集計結果の保存、破棄等についてどのように規定しているか。

六 厚生労働省の規則では、当該委託契約書の保存年限は何年か。

七 厚生労働省が委託契約書を保存していない場合、それは廃棄したのか。

八 委託契約書を破棄したのであれば、それはどのような理由で、いつ廃棄したのか。

九 厚生労働省は、ヤマトシステム開発株式会社から、どのような媒体でデータ集計結果（以下「集計結果」という。）を受け取ったか。紙面で受け取ったか、あるいはフロッピーで受け取ったか。

十 厚生労働省は、集計結果を保存しているか。

十一 集計結果を保存していない場合、どのような理由で、いつ破棄したのか。

十二 集計結果は、ヤマトシステム開発株式会社のパソコンや紙面で残っていないのかどうか、政府は確認しているか。

十三 ヤマトシステム開発株式会社に残っていない場合、その理由は何か。また、いつ消去したと政府は認識しているのか。

右質問する。